

# 「裁判員裁判における刑事鑑定についての考察」

—臨床心理学的観点から—

友 廣 信 逸

Consideration about the detective judgment in the citizen judge trial

～From a point of view of the clinical psychology～

Shinitsu TOMOHIRO

## 要 旨

裁判員裁判における少年刑事事件の情状鑑定について、臨床心理学的観点から考察した。平成21年から裁判員裁判が導入され、いまだ日も浅く、筆者自身多くの鑑定に関与しているわけではないが、その経験の中から少年刑事事件における情状鑑定の重要性を意識し、今後の課題について、少年の更生処遇の観点から、臨床心理学的知見をもとに検討した。結審までの少年の身柄の保全、裁判員に如何に少年の本件犯行の意味と経緯を理解してもらうか、今後に向けての問題点を整理した。

## はじめに

平成21年（2009年）5月から我が国の司法制度に「裁判員裁判」なるものが導入された。市民の感覚を刑事裁判に取り込むという目的で、3人の裁判官に加えて、一般から選ばれた6人の裁判員、計9人で刑事裁判に当たるというものである。これによって、日本の司法制度は大きな変革を遂げた。著者は法学的立場に身を置く研究者でもないし、司法部門の実務家でもないが、臨床心理士として、主として刑事情状鑑定（それも非行心理学を中心とする立場から少年刑事事件）についてこの変革を整理し、少年被告人の更正及び刑罰の視点からこの“変革”について考察したい。

## I 制度導入に伴う刑事裁判の変化

裁判員裁判は、第一審である地方裁判所の刑事部に起訴された事件のうち、死刑又は無期の懲役・禁錮に当たる罪に関する事件（法2条1項1号）及び法定合議事件（法律上合議体で裁判することが必要とされている重大事件）であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に関

平成24年9月20日受理 \*社会学部准教授

するもの（同項2号）が対象とされる。

制度開始以来、昨年（平成23年）末時点までで3,173人の被告人に対して実施された。

（最高裁発表、最高裁のホームページより）

裁判員制度の発足にあたっては万全周到の準備を経て、たとえば法廷の改修や法曹三者間の調整など、多くの時間と労力を費やして実施されるに至ったが、実施後も抽選で選ばれる裁判員候補者（一般市民）の協力も得られて順調に推移しているように見える。

本制度導入によって、一部には量刑が従前の判例に照らしてより厳しくなったり、市民的感覚から情状酌量が入り入れられるものがあったり、当該事件の判決に一定の変化が見られるようである。

また、裁判員裁判になることによって、一般から選ばれた裁判員の負担を軽減するために、従前の刑事裁判に比べて、4～5日ないし1週間程度の短期間に集中公判が実施される。

いきおい、裁判所と地方検察庁、弁護士の法曹三者による「公判前整理手続き」に多くの時間と手数を裂くことになった。

つまり、裁判官3人と検察官、弁護士が一堂に会して裁判員裁判を効率的に進めるために事前準備を遺漏なく整えるというものである。

また、その一方で刑事司法鑑定の扱い方も変化していると言わざるを得ない。

## Ⅱ 鑑定について

そもそも鑑定とは何か、刑事司法鑑定の意味と位置づけについて整理したい。

鑑定は不動産鑑定や宝石・美術品の鑑定、果てはテレビ番組の「なんでも鑑定団」に見られるように日常用いられる用語である。

司法鑑定においても民事鑑定と刑事鑑定があり、裁判所が裁判を行うに際して専門家の意見を聴取するということであろう。

ただ、刑事司法鑑定においては、刑事訴訟法に定めるところに従い、原則としては刑事責任能力の有無にかかわる心神喪失か心神耗弱を問うものが多い。

いきおい、鑑定人は精神科医が担当することが多く、統合失調症や人格障害を始め、被告人の精神状態を診断鑑定することになる。

社会的に耳目を集めた刑事事件の被告人を高名な精神科医が鑑定することも多く、日本の刑事法上公開が原則であるので、被告人の精神状態や生育史・家族史などをまとめた著書や論文も多数刊行されている。

刑事訴訟法第165条には「裁判所は学識経験のある者に鑑定を命ずることができる」と規定されているが、ここで言う鑑定はたとえば殺人事件において遺体を解剖してその死因に関する所見を述べる法医鑑定や交通事故の車の損傷を検分する工学鑑定も含まれる。

しかし、前述の責任能力については、刑法第39条の「心神喪失者の行為は罰しない。心神耗弱者の行為は、その刑を軽減する」という規定にからみ、被告人の精神状況を鑑定することが中心になる。

しかし、一般社会から見れば、精神鑑定によって、不可解な犯罪の心理の解明を期待したり、犯人の心の闇を解明することを期待するむきもあろう。とりわけ裁判員裁判制度が導入され、一般市民の中から選ばれた裁判員が刑事裁判に関与することになって、裁判員の立場からしてもこの期待は理解できるところである。

一方で、上述の責任能力は別にして、「この被告人が何故このような事件を惹起したのか？」「被告人の知的能力、判断力に問題はないのか？」「被告人はどのような家庭環境の元に生育し、それらが本件犯行に影響を及ぼしているのではないか」などの疑問を解明するために行われる情状鑑定もある。

情状鑑定の場合は、被告人の責任能力を云々するものではないので、“学識経験のあるもの”として精神科医のみならず心理学者や教育学者その他の専門家がこれに当たることもある。

### Ⅲ 少年非行と刑事裁判

我が国の司法制度にあつては、20歳を境として、14歳以上20歳未満の未成年者が犯罪を犯した場合と20歳以上の成人が犯罪を犯した場合とで、大きく分かれている。

すなわち、20歳未満のいわゆる未成年者が犯罪（少年法では非行とする）を犯した場合家庭裁判所に送致され、家庭裁判所において審理した上でその少年に必要な保護処分を決するという制度である。

基本的に、いまだ幼く、判断力・適応力が未熟な未成年者については、その行為を処罰の対象にするのではなく、その少年（少年法においては女子＝少女も「少年」と呼ばれる。以下同。）の家庭環境・社会環境・資質・性格等に照らして、当該少年が犯罪非行を繰り返さず、社会に健全に適応していくことを援助することを目的としている。

少年法第一条に「この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に対する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的としている」と規定されるゆえんである。

おおざっぱに言えば、20歳以上の成人に対しては、自らの犯罪行為の責任をとらせ、刑罰を科するが、いまだ未成熟であり可塑性のある少年については、その健全な育成を期することが法の理念であると言えよう。

ただ、例外がある。少年がその罪状等に照らして、保護処分になじまないと判断されたときには、未成年者であってもこれを検察官に逆送し、成人と同じ刑事裁判を受けさせることになる。

（少年法第20条）

当然、これらの事件についても裁判員裁判制度が適用され、裁判員を含めた9人の裁判体によって刑事裁判が行われることになる。

さて、少年非行を審理し、非行した少年について個々の少年に適正な保護処分を講じるのに資するため、家庭裁判所（以下、家裁と略記する。）には家庭裁判所調査官が置かれている。

家裁調査官は、個々の少年や保護者、学校教師、雇用主等に面接調査をおこなったり、照会するなどして少年に関する情報を収集し、関係諸科学の知見を用いて少年の資質、性格、家庭環境

等を理解し、その少年にとって適当と考えられる保護処分意見を裁判官に提出する。また、少年事件にあっては、必要があると家裁が判断した場合は、観護措置決定を行い、少年鑑別所に一定期間収容する。そして鑑別所の心理技官が、面接や心理検査を実施し、観護教官が少年の日常の行動等を観察して家裁に対して鑑別結果を報告する。

このように、我が国の少年法制は、もともと「国親思想」に基づいて、少年の非行性あるいは行為そのものを指弾するのみではなく、その少年の可能性をさぐり、社会的に有用な人材になるように健全育成を目指すものと言えよう。

#### Ⅳ 少年非行と裁判員裁判、そして情状鑑定

上記のように、家裁で行われる少年審判に対しては、その一件一件について、家庭裁判所調査官による情状鑑定（のようなもの）が実施されると考えても良いのではないだろうか。家裁の少年係の裁判官が少年を審理審問する場合にも懇切を旨とし、その少年の年齢や判断力・理解力に応じて、審尋し説諭する。

そして少年院や保護観察などの保護処分の決定に際しても、その少年が更生し、立ち直ることを期待して審判・言い渡しが行なわれる。

法第20条によって検察官に逆送される事件（少年）にあっても、家庭裁判所調査官による調査は実施され、少年鑑別所による鑑別も行われる。

しかし、それらの報告を斟酌し、本件犯行を勘案した上で、家裁において「保護処分に適さない」と判断された場合、当該少年は成人と同様の刑事事件手続きに移ることになる。

（これを「保護の傘の下から外す」と表現することもある。）

そして、裁判員裁判になった場合、裁判員がその少年（被告人）について、裁判を行うわけであるが、当然のことながら、年齢が未成年者であっても、保護ではなく刑罰の対象ということになり、裁判体は有罪か無罪か、有罪であるとすればどの程度の量刑が相当かを合議によって判決することになる。

裁判員が少年刑事事件を担当するに当たっては、その被告人（年齢的には少年）が、どのような家庭環境に育ち、どのような心の闇を持ち、なぜ本件犯行に至ったのか、量刑を考慮する上でも重要な判断材料になることと思う。また弁護士は、被告人にとって適切な判決を得るために、弁護活動の中で、被告人の生い立ちや性格、能力についての弁論に力を注ぐことになるのではないだろうか。

裁判員裁判が、時を経て、また件数を重ねる中で、少年刑事事件においては、弁護側が要請する①専門家証人の証言と、②情状鑑定が目目されるようになってきていると考える。

①の「専門家証人の証言」とは、心理の専門家や教育・社会学の専門家等が、あらかじめ被告人に面接をした上で、法廷において専門家として被告人の理解や犯行の分析を証言する形で行われる。また②の情状鑑定は、主として弁護士の要請により、公判前整理手続きの中で、法曹三者で検討した上で裁判所の命により公判前に鑑定をした結果を、法廷で裁判員を含む裁判体に対して証言する形で実施される。（このほかにも、当然裁判官や検察官の同意は要するものの、弁護

士が別個に鑑定した結果を法廷において証言するものもあるようである。)

刑事裁判における情状鑑定は、裁判員裁判が導入される前からなされていた。しかし、裁判員裁判がおこなわれるようになってから、いくつかの大きな変化がある。

その一つは報告の形式であり、以前は「鑑定書」として法律の専門家である裁判官と弁護士・検察官に向けて、文書で報告されることが多かった。しかし、おうおうにして大部の文書になり、精神医学や心理学の専門用語が用いられたりしがちであるが、一般から選ばれた裁判員に伝えるには不適当であり、短期間の公判期日で、効率よく鑑定結果報告の目的を果たすためには、その方式に多くの工夫が要る。

## V 裁判員裁判における情状鑑定の一例

著者は、裁判員裁判導入前から、いくつかの民事事件、刑事事件の鑑定を命ぜられた経験を持っているが、裁判員裁判導入後、鑑定を命じられたケースを含めて、いくつかの同種事件に関与する機会に恵まれた。

そのうちの一つの事例については、被告人の弁護士から相談を受け、口頭で事案の概要、被告人の家庭環境や性格・特徴について説明を受けた。(臨床心理の専門家として、この時点で守秘義務が発生し、その後鑑定業務を通じて知り得たことは、守秘しなければならない。以下、本事例の特定がなされないように、本質を失わない程度に事実を変更することを容赦されたい。)

公判前整理手続きにおいて、どのような論議が交わされたのかは知るよしもないが、おそらくは裁判官、検察官双方のご理解を得て、筆者が情状鑑定にあたることを許された。

ちなみに被告人は18歳(行為時)男子。事件は傷害致死事件であった。

公判開始の手続きの後、法廷において鑑定人としての宣誓をおこない、公判準備手続きの中で、裁判長からおおむね次のような鑑定事項に関する鑑定命令を受命した。(これも上述のような事情で、一部曖昧に加筆変更している。)

〔鑑定事項〕

- ① 被告人の知的能力や性格傾向における問題点、それが形成された原因。
- ② その問題点は本件犯行に影響を及ぼしたか。
- ③ その問題点は現在も存在するか。
- ④ その問題点を改善するための方策。

その後筆者は鑑定人として裁判所から身分証明書の交付を受けて、被告人の身柄が保全されている拘置所に10回近く赴き、被告人に対する面接や心理検査を実施した。

## VI 少年刑事事件及びその鑑定における問題と課題

- 1) 被告人の身柄は、未成年者であっても、事件が逆送され起訴されれば、拘置所に移管される。家裁段階では少年鑑別所において法務教官の指導の下、毎日日誌を書いたり鑑別技官の面接を受けたりするが、拘置所においては体操の時間や差し入れ等により入手した本の読書、

手記を書く等、ある程度の自由はあるものの、原則としては房舎で過ごす。

これは、家裁で審理される少年事件と大きな違いであり、少年事件として係属中は、少年の身柄は法務省が所管する少年鑑別所に置かれる。少年鑑別所では、前述のように法務教官や鑑別技官の指導の下、約1ヶ月間の限定とは言え、専門的な指導者のもとで日常生活を規則正しく送り、事件や自身の今までの生活をふり返り、反省する機会もあることが期待される。しかし、事件が逆送され身柄が拘置所に置かれると、もちろん拘置所の係官の配慮は受けられるものの、保安が重視され、体操の時間などはあるが、自分を見つめ直したり事件のことを反省するのは被告人（少年）自身にゆだねられることになるだろう。

筆者が担当した事案では、弁護士が本人に手記を書くように指導したり、弁護士の熱心な指導により、事件のことを反省する機会があったようであるが、一般的にそうであるとは考えにくい。

- 2) 鑑別面接と心理検査を複数回に亘り繰り返して実施したが、被告人が収容されていた拘置所は、鑑別面接に対してきわめて好意的であったと感謝している。と言うのも特別に“調べ室”をご用意いただき、時間制限もなく、被告人本人と面接させてもらえたからである。

地方によると、アクリル板越しに面会室での面接を余儀なくされる場合もあると聞く。臨床心理的面接は、適度な距離と言葉だけではないノンバーバルなコミュニケーションが、対人理解に重要である。

加えて、たとえば「インクの染みが何に見えるか」というロールシャッハテストにおいては、被験者がカードをどのように受け取り、どのようにそれを扱うかも判断理解の材料になる。

アクリル板越しの場合、アクリル板にカードを押しつけて相手に見てもらおうのだという話を聞いて喫驚したことがあるが、そうなるともうロールシャッハテストとは言えまい。

鑑別面接ができる環境も重要である。

- 3) もちろん拘置所での身柄の保全是、裁判を円滑におこなうための手続きであり、少年鑑別所での観護措置とはその意味も目的も異なる。一律に論じることはできないが、とりわけ未成年者にとって、1日、1週間、1ヶ月は社会生活をおこなう成人に比べて、格別な時間の重みを持っていると考える。

これは何も裁判員裁判に限ったことではないが、行為時に少年であった被告人が判決を得るまで、長い時間を要する。筆者としては、必ずしもその迅速さを求めるわけではないが、この期間、少年（被告人）本人にとって、利益になるような時間であって欲しいと願う。（この“期間”の中には情状鑑定に要する時間も含まれており、自戒するところでもあるが。）

## Ⅶ 鑑定結果の報告

今回、本件における鑑定結果の報告は、裁判所の指導により、書面による要旨の報告と公判廷におけるパワーポイントでの（本）報告を実施した。

鑑定面接等終了後、一定の期間を経て、裁判所、検察官、弁護士に宛てて、上記の鑑定事項に

沿った鑑定結果の要旨を書面で報告。公判前整理手続きの一環として、その報告を口頭で補足し、さらに三者から質問を受けた。

その上で裁判員を含めた法廷において、パワーポイントを用いて、心理テスト結果等も示しながら、筆者の鑑定結果を報告した。

その際、これも裁判長から指導されていたことであるが、平素心理学等に馴染みのない裁判員の方々に、学術用語は用いず、平易で分かりやすい表現をするように努めた。

おそらくは、裁判員裁判全体の中で、一般の市民の方が理解しやすいように法律用語を平易にかみ砕き裁判を進めるようになってきているものと考え、刑事司法鑑定、情状鑑定においても、同様のことが求められるのであろうと思う。

## Ⅷ 感想

筆者にとって幸いであったと言えるかも知れないが、たまたま本件は、さほど社会的耳目を集める事件でもないとされたのか、マスコミは入っていなかった。もしも、マスコミに注目されるような事件であれば、少年にとって有利、不利が社会的な注目を受けることになってしまい、客観的公正な鑑定報告がより困難であったかと思う。つまりどのような判断にしても右から見れば左であり、左から見れば右になる。鑑定人として自己の良心に忠実に、あくまでも被告人に対して私情を交えずに鑑定することが肝要と考える。

ただ、これも裁判員裁判とは別の流れでありながら、ここ数年顕著に進歩しているものとして被害者（あるいは被害者遺族）の裁判参加がある。少年審判においても、被害者の傍聴が認められ、意見表明が権利として認められつつあるが、本件においても被害者遺族の方が検察官と同席された。

鑑定人の立場としては、あくまでも被告人の鑑定をおこなうわけで、罪を軽くしたり、ましてや被告人を庇う意識は毛頭ない。

しかし、被告人がたとえば虐待を受けて育っていたり、家庭的に不遇な親子関係のもとにあたりた場合、被告人の本件犯行が、それら養育環境から必然的に惹起されたものである場合もある。

しかし、罪は罪であり、被害者にとってはそれが寛恕の理由にはならない。極端に言えば、当該犯行によって人命が失われたときに、被害者遺族にとってはどのような事情や背景があろうとも、その行為は理不尽なことであり、許し難いものであることは容易に想像できる。

臨床心理学は反社会的、あるいは非社会的な行動に傾く人を援助し、その社会化を支援する使命を負っており、少年法も健全育成を目的としてはいるが、裁判はあくまでも犯罪を指弾し罪を糾明するものであると言えようか。

## おわりに

被害者、あるいは被害者遺族の感情を斟酌して判決に汲み取るということ自体、裁判員裁判が

もたらす大きな変革と言ってもいいだろう。従前の裁判官による裁判が考慮していなかったわけではないものの（例：山口県光市母子殺害事件判決）一般社会人の感覚がより重視される場所となる。

しかし、個々の被告人の置かれた環境、被告人の行為を生み出した背景、あるいは被告人が日常生きている周囲の状況もまた裁かれなければならないことがあると考える。

決して温情や同情ではなく、被告人が一人の人間として、罪を償いながら社会により有用な人材になることが期待されるし、たとえば親の虐待や周囲からのいじめによって被告人の犯行が影響されたとすれば、それを明らかにすることによって、社会全体をより良くしていく原動力につながる。

犯罪心理・非行心理の立場に身を置くものとして、裁判員裁判が導入されたことを契機として、さらなる情状鑑定の積み重ねを期待したい。

(以上)